

理事会運営規則

施行 平成26年4月1日

第1章 総則

〈目的〉

第1条 この規則は、一般財団法人日本青年館定款第37条に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 理事会の招集の手続き等

〈招集の手続きと通知〉

第2条 理事会は理事長が招集する。ただし、一般社団法人・財団法人法及びこの法人の定款に別段の定めがある場合はそれにより招集することができる。

- 2 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集できる。
- 4 理事が理事会を欠席する場合は所定の書類にその旨記載し、招集者に対して遅滞なく提出しなければならない。

第3章 理事会の議事

〈理事会の議長〉

第3条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれにあたる。

〈定足数〉

第4条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことが出来ない。

〈関係者の出席〉

第5条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

〈理事等の報告又は説明〉

第6条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、業務執行理事及び監事又は議題又は当該議題に係る議案の提案者に対しその議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合業務執行理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない、

また必要があるときは業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

〈議事進行動議〉

第7条 理事は、理事会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、理事会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由がないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

〈議長不信任動議〉

第8条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の議長不信任動議が決議されたときは、事務局が仮議長となり、その理事会の議長を出席理事の中から選出する。
- 3 理事会の議長が、その理事会において出席理事の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することが出来ない。

〈採 決〉

第9条 議長は、議題について質疑及び討論がつくされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

- 2 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 3 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 4 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 5 議長は、採決に先立って、議題、議案及び自己の議決権に関するいかなる意見も述べることは出来ない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

〈議事録〉

第10条 理事会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

〈議事録の配付〉

第11条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

〈決議事項〉

第12条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令に定める事項
 - イ この法人の業務執行の決定
 - ロ 代表理事及び業務執行理事の選定・解職
 - ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - ニ 重要な財産の処分及び譲受
 - ホ 多額の借入
 - ヘ 重要な使用人の選任・解任
 - ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - チ 内部管理体制の整備
 - リ 事業計画書及び収支予算書の承認
 - ヌ 事業報告及び計算書類等の承認
 - ル その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項の制定、変更及び廃止
 - イ 評議員選定委員会運営細則
 - ロ 理事会運営規則
 - ハ 維持会員に関する規程
 - ニ 法人の運営に関する必要な事項
 - ホ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
 - イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業その他にかかる訴訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

第5章 事務局

〈事務局〉

第13条 理事会の事務局事務は、総務部長がこれを行なう。

第6章 雑則

〈改廃〉

第14条 本規則の改廃は、理事会の決議を経ておこなう。

附則

本規則は、平成26年4月1日から施行する。

議事録記載事項

- 1 開催日時
- 2 開催場所
- 3 理事現在数及び定足数並びに出席理事数及びその氏名
- 4 監事現在数及び出席監事氏名
- 5 議長の氏名
- 6 議 題
- 7 理事会の議事の経過の要領及びその結果